

庄パークヒルズ管理組合管理規程

(目的)

第1条 この規程は、庄新町町内会規約（以下「規約」という。）第4条第4号に基づいて、町内に設置されている下水道施設等及び街路灯の運営及び維持管理を行い、庄新町町内会員の福祉増進を図ることを目的とする。

(主たる事務所)

第2条 庄パークヒルズ管理組合（以下「管理組合」という。）の事務所は、庄新町公民館内に置く。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 下水道施設等の運営及び維持管理に係る経費に関すること。
- (2) 下水道施設等の運営及び維持管理に関する会員への啓発に関すること。
- (3) 下水道施設等の運営及び維持管理に関連した、その他の事項に関すること。
- (4) 街路灯の維持管理に関すること。

(組合員)

第4条 組合員は、庄新町に居住又は空き家を所有している世帯をもって構成する。

(事務局の設置)

第5条 会長は、第3条の活動が円滑に滞りなくできるよう事務局を設置することができる。

2 会長は、組合長を選任し、組合長は、組合員の中から副組合長、会計及び監事を選任することができる。

3 監事は、規約第8条第6号の監事がこれに当たる。

4 会長は、役員会に諮って必要と認めたときは、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の職務)

第6条 組合長は、管理組合を代表し総括する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるとき又は組合長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、管理組合の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、管理組合の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、就任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(合意管轄裁判所)

第8条 管理組合と組合員は、本規程並びに庄パークヒルズ管理組合会計規程に関する紛争が生じた場合の管轄裁判所を、倉敷簡易裁判所とすることに合意する。

附 則

- 1 この規程は、２０２０年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行と同時に、旧庄パークヒルズ住宅地共用施設管理規定は廃止する。

附 則

この規程は、２０２３年４月１日から施行する。